

商品概要説明書

(2023年9月4日現在適用中)

1. 商品名	・教育資金専用普通預金 (新規取扱は終了しました)
2. 預入対象者	・祖父母さま等（直系尊属）から教育資金の贈与を受けた30歳未満の個人のお客さま ・2019年7月1日以降の贈与について、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1,000万円以下であるお客さま ※他の金融機関で既にお申込みされたお客さまはご利用いただけません。
3. 取扱期間	＜追加預入＞ 2026年3月24日まで ＜払戻し＞ 受贈者が30歳に達する日の前日まで ※2019年7月1日以降に受贈者が30歳に達する場合において、30歳到達後も学校等に在学している場合か、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、そのいずれかの状態が継続している限り最長で40歳に達する日の前日まで継続されます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・お預入れにあたって、あらかじめ祖父母さま等とお孫さま等との間で締結された贈与契約書が必要です。 ・追加預入時、「教育資金管理契約申込書兼専用口座特約書」、及び「追加教育資金非課税申告書」を提出していただきます。 ・贈与契約後2ヶ月以内に当行窓口にてお預入れいただきます。 ・10万円以上1,500万円以下（1円単位）
5. 払戻方法	・当行窓口にて払戻します。 ・払戻しにあたっては、事前に教育資金の支払いに充当したことを証明する領収書等（原本：有効期限1年）をご提出いただくか、学校等へ直接振込する方法のいずれかによります。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税	・市場金利の動向等に応じて毎日決定し、店頭に表示する金利を適用します。（変動金利） ・毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算によります。 ・20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%）※ ・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、所定の手続きによりマル優（非課税）の取扱いを受けることができます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。
7. 手数料	・無料です。

8. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> 適用されます。(1人当たり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。) 別途特約することにより、利息を無利息とし、預金保険による全額保護対象となる「普通預金(決済用)」とすることができます。
9. 契約の終了	<ul style="list-style-type: none"> 教育資金管理契約は下記のいずれか早い日に終了し、本口座は解約させていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ①預金者(受贈者)さまが 30 歳になられた日 ②預金者(受贈者)さまが亡くなられた日 ③預金残高が 0 円となり、教育資金管理契約終了の合意があった日 2019 年 7 月 1 日以降に受贈者が 30 歳に達する場合において、30 歳到達後も学校等に在学している場合か、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は終了しないものとし、いずれにも該当しなくなった年の 12 月 31 日またはいずれかの状態が継続している場合は 40 歳に達する日のいずれか早い日に終了します。 2023 年 4 月 1 日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について、受贈者が 30 歳に達した場合等において、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課せられるときは、一般税率が適用される。
10. 贈与者が亡くなった場合	<ul style="list-style-type: none"> 教育資金管理契約の終了前に贈与者が死亡した場合は、その死亡までの年数にかかわらず、同日における贈与資金の残額を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。ただし、以下のいずれかに該当する場合には適用されない。 <ul style="list-style-type: none"> ①受贈者が 23 歳未満の場合 ②学校等に在学している場合 ③教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合 2023 年 4 月 1 日以後に取得する信託受益権等に対して、契約期間中に贈与者が死亡した際、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が 5 億円を超えるときは、受贈者の年齢等に関わらず、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額を相続財産に加算する。
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードの発行はできません。 総合口座としてご利用いただくことはできません。 ATM、インターネットバンキングでの取扱いはできません。 公共料金・学納金等その他一切の自動支払い、給与・年金・配当金・公社債元利金等その他一切の自動受取りにはご利用できません。 譲渡または担保に供することはできません。 金利は店頭金利表示ボードおよびインターネット上のホームページに表示しています。 契約期間中に贈与者がお亡くなりになられた場合は、相続税の申告が必要な場合がありますので、その旨を取引店へお届けいただく必要があります。

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772